

県立大野中学校廃校にいたる経過

— 青年学校教員養成所設置との関連 —

吉 田 豊 治

一、はじめに

昭和三年（一九二八）四月十五日、県下十番目の県立中学校として大野中学校が東大野村に開校した。大野中学校設立に關する県会での政友、民政の論戰を中心として、設置が決定されるまでの経過については第八八号でとりあげた。⁽¹⁾その際に強く設置に反対の立場をとる民政黨から、地元新田村の佐藤静氏が、大野郡内に中学校を設けることは喜ばしいことであるが、東大野村に置くことについては問題があるとして、「只ダ茲ニ於テ私ノ最モ憂フルノハ当局ニ於キマシテ、東大野村が大村デアリ負擔力ガアリ或ハ又向學心が旺デアルト云フヤウナ意味合、又位置ハ適當デアル、斯様ナ御意見ヲ以チマシテ、茲ニ此提案ニ成ツテ居ルノデアリマスルガ、私ヲシテ極メテ公正ニ真ニ中等ノ学校ヲ大野郡ニ置クト云フコトニ成ツタナラバ、アノ土地ガ果シテ適當ナ位置デアルカ何ウカト云フ事ニ就キマシテハ、私ハ大ニ考慮ノ余地ガアルト思フノデアリマス、此意味ニ於キマシテ私ニ忌憚ナク言ハセル事デアリマシタナラバ、後日或ハ折角今日熱望サレマシテ其事業ヲ見ントシテ居リマス所ノ中学校、今希望シテ居リマス東大野村ヲ移動スルコトノ無イモノデアルカ何ウカ、此処ヲ私ハ大ニ考慮シナクテハナラナイト思フノデアリマス、若シ万一是ガ他ニ移転デモスル時ニ成リマシタナラバ、本日吾々此議場ニ於テ賛成致シテ置キマシテ、後日東大野村ニ對シテ如何ナル顔ヲ以テ見ユル事ガ出来ルデアリマシヨウカ、若シ左様ナ場合ニ、今日地方農村ノ行詰ツテ居ル財源ノ中カラ苦シミ抜イテ切角希望シタ学校ガ他ニ移転ズル事ガアッタナラバ東大野村民ノ苦痛ガ誠ニ大ナルモノデアラウト思フ

ノデアリマス、……と発言した。⁽²⁾ 結局政友会の議員の賛成で「東大野村ニ県立中学校設置ニ関スル件」は、昭和二年（一九一七）十二月十六日に原案通り可決された。知事はこの年五月赴任した政友会の藤山竹一氏であった。

註 (1) 拙稿「県立大野中学校設立をめぐる諸問題」（『大分県地方史』第八八号五〇頁）

(2) 「昭和二年大分県通常臨時県会速記録」七二頁

二、大野中学校設立の歩み

昭和二年（一九一七）十二月十四日、東大野村会が午後一時開会された。村長足立義幸（議長を兼ねる）、出席議員十七名・欠席六名・欠員一名の構成で、議案は「一、学校設立請願及指定寄付ニ関スル件」が提案された。⁽¹⁾ その内容は次のようである。

議第七四号

県立中学校設立請願及指定寄付ニ関スル件

一、大分県立中学校ヲ東大野村へ設立方県へ請願シ之が設立費トシテ金拾五万円及所要敷地ヲ左記ノ通り分割指定寄付ヲナスモノトス

記

一、金拾五万円並所要敷地 昭和三年度

一、金貳万五千元 昭和四年度

一、金貳万五千元 昭和五年度

時代ノ趨勢ハ中等教育ノ普及ヲ要求スルコト切ナリ、而モ大野郡ハ由来僻遠ノ地トシテ之カ要求ヲ困却セラレタルノ感アルヤ久シ

茲ニ村ハ率先之カ設立ヲ請願シ以テ中等教育ノ充実ヲ期セントスル所以ナリ

昭和二年十二月四日 提出

東大野村 名

ここに村会議事録で当時の審議の状況を伺つて見ると、まず議長より「議七四号学校設立請願及指名寄付ニ関スル件ヲ付議、書記ヲシテ議案ヲ朗読セシメ、詳細説明読会省略異議ナクバ一審議ヲ以テ原案決定アリ度シ」と告げられると、「満場異議ナシ」と声が出た。これに対し議長は、「議七四号ハ満場異議ナキニヨリ一審議ヲ以テ原案確定ト定ム」と宣言し、さらに「只今ハ各員ノ絶大ナル決心ノモトニ満場異議ナク即決ヲ見タルハ国家教育上將タ又村将来文化ノ発展等不肖ハ議長トシテ誠ニ愉快ノ情感激發スル能ハザル所ナルト同時に我東大野村トシテ恐ラク空前ノ大事業タルヲ思フモノナリ、議長ハ理事者トシテ各員ト共ニ緊揮勇躍相共今後目的達成努力スベク就テハ直ニ具體的実行方法ヲ着手スベク寸時ノ余裕ヲモ惜ム可キ目下ノ狀態ナルニ付県ヘノ請願其他寄付等ニ付キ本件決議ノ精神ニ相反セザル限り枝葉ニ渉ル僅少ノ字句ノ訂正等理事者限りト一任アリ度シ」と、挙村一致この大事業の成功に全力を期することを表明した。

議長は具體的な方法として、「本件設立其他請願ニ付テハ夫々実狀の陳情ヲシ設立ノ實現ヲ期スル為ニハ大ニ出県ノ要アル可シト信ズルニ付テハ之ガ請願委員ヲ請ケタシ」と各委員の意見を諮問したが、これに対し吉藤森尾議員より、「重大案件ニ付キ全員委員トシテ出県シ度シ」と提案があり、賛成多数で「全員委員トシテ請願ノ衝ニ当ル事ニ決定」と議長宣言して村会は終了した³⁾。その後の県会での論争から設立認可までの経過は前述の通りである。

昭和三年（一九二八）東大野村は町制が施行された。同年三月十八日の村会で「町制施行」がとりあげられ、足立義幸村長（議長兼任）より、「本年ハ時恰モ今秋聖上御大典ノ盛儀ヲ行ハセラル可ク最モ意義アル歳ニ遭遇シ而モ村合併ノ記念日タル六月一日ヲ期シ本件ノ施行ヲナシ度ク現在ニ於ケル村ノ狀況将来ニ対スル予想等詳細説明スルトコロアリ慎重審議アリ度シ」と提案された⁴⁾。佐藤幸男議員は「町制ノ施行ニ反対スルモノニ非ラザルモ現下本村ハ中学校建設費寄付問題ノ如キ重大ナル案

件ヲ控ヘ今ヤ挙村其成否ニ付キ思ヒヲ致シ之カ成功ヲ希望シツツアルノ時一般心理状態ヲ考察スレバ本件ハ或ハ暫時之ヲ見合セ、然ル後除タニ之ヲ施行スル方可ナリト思考スルモノナリ、要ハ只時機ノ問題ナリ」と、町制施行に伴なう諸経費増大が、中学校建設に悪影響を及ぼすことを憂慮する発言をしている。一方秦寛三議員より、「其時機等最好期ナリト信ズルモノニ付キ且己ニ近ク旬日後ニ於ケル大野中学開校ヲ見ムトスルノ時各種ノ意味ニ於テ最本件施行ハフサワシキノ時ナリト思考スル次第ニ付キ満場賛成ナリ度シ」と原案賛成を述べ、議長採決で「町制施行」は満場一致採決された。

註 (1) 「昭和二年二月至昭和三年七月 会議録綴東大野村」所収

(以下大野町関係の文書はすべて大野町役場に保管されているものである。)

(2) 「昭和二年原議綴」所収

(3) 前掲「会議録綴」所収

(4) 前掲「会議録綴」、以下同日の村会の記述も「会議録」による。なお村合併の記念日とは明治四十四年に、田中・養老・大野・中井田・土師の五箇村が合併して東大野村となった。

三、設立当時の回顧と開校後の状況

昭和三年（一九二八）三月三十一日発令された真部仙一校長の下で、四月十五日第一回の入学式が挙行された。第一回生の衛藤好光氏は當時を回顧して、「昭和三年大野町民に幾多の犠牲、努力と熱望とに依り県立大野中学校が設立され、同年四月若き希望に燃え入学を許可された者九八名？当初で校舎とてなく中部小学校の東校舎三教室を借受け開校され、約一年間本校舎の出来る迄小学校で不自由な苦しい思いで過ごした。現在の学校敷地は当時運動場付近が製材所、其他台地で主として桑畑であったと思う。創立当初出来た建物は現在の本館、講堂付属便所、小使室及び北側校舎が寄宿舎として建築され、当時の中学校々舎としては誠に立派なものであった。校舎落成と同時に喜び勇んで新校舎へ移転したが、極めてあらまし整地された校地

内にぼつんと立派な校舎のみが建ったばかりで、これからが苦勞の初まりであった。……私たち一回生は勉強と作業の連続であった。従って私等には苦しい中学校生活でしたが、又反面忘れられないなつかしい思い出深い中学校時代でもあった。」と記している⁽¹⁾。

県立大野高等学校の沿革史によると昭和三年九月校舎新築工事に着手、四年八月本館並びに寄宿舎二棟落成、六年七月講堂兼武道場一棟、倉庫一棟落成となっている。旧職員の熊野武雄氏は「昭和五年四月、大野中学校初代校長真辺先生に招かれて、私が御地に赴任した時は、新校舎・寄宿舎共に完成したばかりで、実に清楚で感じのよい、県下第一のモダン校舎であったと思います。……」とその環境と新設校の息吹きを綴っている⁽²⁾。しかしそのような中に暗い影がしのびよってくるのである。第三回生の甲斐孝憲氏は、「昭和五年、百名の志願者を峠に、月謝は町費補助で募集せねばならなくなった。若宮台の礎はぐらつき始め、転入歓迎、転出禁止の大号令をしかざるをえなかった。愈々昭和七年には、大野畜産学校の新聞記事に生徒は大いに動揺し、非憤し慷慨した。学校側は極力否定、万一の場合も君達は無事卒業させると陳弁こそ力めたが、真実は蔽うべからず、廃校への道を一路進んだ訳だ。」と同校が廃校の非運にたどっていく状況を回想している⁽³⁾。

ここで昭和三年（一九二八）から十四年（一九三九）までの志願者・入学者・中途退学者について、在籍生徒数と比較してかげ、さらに他校との比較の意味で、同じ豊肥線からの通学生を中心とする竹田中学校と、豊肥線通学生を含めて県下から生徒を集めていた大分中学校及び全県の総数を表示して見た。

第一表 生徒学年別数

昭和 三	年度	学年	
96	1	大野中学校	
	2		
	3		
	4		
	5		
	計		
	96		
249	1	大分中学校	
242	2		
228	3		
188	4		
175	5		
1,082	計		
156	1	竹田中学校	
145	2		
135	3		
127	4		
101	5		
876	計		
1,496	1	全県（公立一〇校）	
1,320	2		
1,176	3		
1,065	4		
958	5		
6,015	計		

(註) 各年度(大分県統計書第式編より作成)

昭和 一四	昭和 一三	昭和 一二	昭和 一一	昭和 一〇	昭和 九	昭和 八	昭和 七	昭和 六	昭和 五	昭和 四	年度 / 学年	
—	—	—	—	53	54	42	31	38	67	63	1	大野中学校
—	—	—	43	53	38	31	31	63	63	87	2	
—	—	23	34	36	28	25	50	56	75	—	3	
—	23	12	29	27	25	49	48	74	—	—	4	
24	12	18	22	24	47	44	71	—	—	—	5	
24	35	53	128	193	192	191	231	231	205	150	計	大分中学校
248	250	254	258	250	252	244	242	245	247	239	1	
246	257	253	241	253	241	242	235	246	243	243	2	
234	243	242	241	235	235	215	244	223	230	235	3	
225	234	227	221	219	213	224	220	226	219	206	4	
209	191	208	210	190	208	197	193	197	189	170	5	
1,162	1,175	1,184	1,171	1,147	1,153	1,122	1,134	1,137	1,128	1,093	計	竹田中学校
113	113	106	105	105	98	111	110	84	121	128	1	
111	102	106	105	83	108	98	75	114	124	140	2	
101	105	98	82	111	99	81	105	116	132	141	3	
102	93	78	101	83	73	97	120	129	135	123	4	
90	73	100	81	71	90	107	120	122	113	112	5	
517	486	488	474	453	468	494	530	565	625	644	計	全県(公立一〇校)
1,532	1,500	1,471	1,411	1,423	1,390	1,281	1,242	1,228	1,357	1,412	1	
1,470	1,438	1,374	1,363	1,319	1,335	1,192	1,159	1,303	1,322	1,376	2	
1,388	1,325	1,307	1,241	1,264	1,145	1,089	1,193	1,260	1,287	1,238	3	
1,250	1,233	1,183	1,172	1,075	1,031	1,117	1,167	1,239	1,180	1,079	4	
1,160	1,064	1,082	1,006	962	1,040	1,117	1,116	1,142	1,016	972	5	
6,800	6,560	6,417	6,193	6,043	5,941	5,796	5,952	6,172	6,162	6,077	計	

第三表 生徒退学者数（一〇五年まで含む）

	昭和 一四	昭和 一三	昭和 一二	昭和 一一	昭和 一〇	昭和 九	昭和 八	昭和 七	昭和 六	昭和 五	昭和 四	昭和 三	学年	
(註) A 疾病	0	0	0	2	2	2	3	0	0	0	0	0	A	大野 中学校
	0	0	2	61	1	0	0	0	0	2	1	0	B	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C	
	0	0	1	0	0	0	1	2	0	1	1	1	D	
	0	0	1	16	20	11	21	26	19	36	15	7	E	
B 転学	0	0	4	79	23	13	25	28	19	39	17	8	計	大分 中学校
	20	7	7	1	4	3	11	4	7	4	4	7	A	
C 上級学校入学	24	40	21	30	25	30	38	38	26	30	29	28	B	
	0	0	0	0	0	8	0	6	5	10	9	3	C	
	2	3	2	3	4	0	3	5	5	7	8	2	D	
	65	50	41	21	33	29	29	37	46	36	50	33	E	
	111	100	71	55	66	70	81	90	89	87	100	73	計	
D 死亡	1	1	1	2	7	7	9	0	1	3	0	6	A	竹田 中学校
	9	11	9	9	8	6	9	9	3	18	9	9	B	
	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	0	C	
E 其他	1	3	3	1	0	0	0	0	0	1	5	9	D	
	8	15	19	16	16	18	23	22	18	25	60	26	E	
	19	30	33	28	26	31	41	33	22	47	75	50	計	全県 (公立一〇校)
	63	46	45	41	41	31	50	42	43	26	29	49	A	
	57	156	146	195	138	121	133	164	132	130	111	122	B	
	12	5	6	7	3	12	13	14	15	22	17	17	C	
	14	24	22	24	12	8	15	16	17	22	33	38	D	
	126	177	185	149	219	226	220	281	322	291	345	285	E	
	372	408	405	416	413	398	431	517	529	491	532	511	計	

(註) 中学校数は昭和一一年度より一校となる。

第二表 入学志願者・入学者数													
昭和 一四	昭和 一三	昭和 一二	昭和 一一	昭和 一〇	昭和 九	昭和 八	昭和 七	昭和 六	昭和 五	昭和 四	昭和 三	学年	
—	—	—	—	68	69	51	38	40	85	89	109	志	大野中
—	—	—	—	55	54	46	31	38	75	66	99	入	
674	648	552	461	410	429	392	399	325	316	338	398	志	大分中
248	245	247	255	251	258	251	247	253	244	249	252	入	
272	204	175	150	154	132	118	111	100	135	148	199	志	竹田中
113	113	106	102	102	101	111	95	84	123	137	158	入	
3,454	3,070	2,533	2,266	2,129	2,032	1,638	1,580	1,528	1,630	1,794	2,019	志	全県公立(一〇校)
1,524	1,510	1,442	1,411	1,421	1,407	1,313	1,276	1,232	1,373	1,431	1,488	入	

第二表で見ると昭和六・七年度の入学志願者は全県的に減少しており、当時の農村不況の影響がここにも現われていると考えられる。それは当然農村部に存立する大野中学校は、昭和五年度に比して半減するという状況を呈している。さらに第三表に見られるように、他校でも途中退学者（転学・上級学校進学者・疾病も含む）がいるが、この学校が生徒数に比して多いのはそのような事情も考えられる。しかし一時は入学者も激減、まさに廃校の危機すら考えられる状態も、昭和八年（一九三三）からは再び増加しはじめ、昭和九・十年にはほぼ減少前に回復しつつあった。この間の事情については、昭和十年（一九三五）十二月六日の県会で、大野中学校の廃校に反対する秦種親氏（民政党、大野町出身で前大野町長）は、「学校設立早々ニ県ノ方ニ教育調査会ト云フモノガ出来マシテ、大野中学校ハ師範学校ニシタラドウカト云フ話ガ出マシタ、其後ニ入学志願者ノ銚先ヲ弱メ其為ニ昭和五年・六年・七年ト入学者ガ少ク、其数ハ三十二ニ足ラナイト云フヤウナコトニナッタノデアリマスケレドモガ、其後漸次又入学者ノ数モ殖エテ現在デハ此頃私ガ調査シタ所ニ依リマス、一年生ガ五十五名、二年生ガ五十四名ト云フノデ優ニ一学級ヲ編成シ得テ段々隆盛ニ向ハムトシツツアル時デアリマス、此際ニ廃校ノ御提案ヲ見ルト云フコトハ其理由ノ如何ハ暫ク措キマシテ、余リニモ県ノ教育方針ガ確立シテ居ナイノデハナイカト云フ感ジガ起ルノデアリマス、又県ノ御方針ガ消極的ノ方法デアッタナラバ此中学ノ廃止ニ止ラズシテ、根本的ニ他ノ中学教育機関全般ニ亘ッテ御整理ナサレテハ如何デアリマスカ」と質問する中に具体的に示されている⁵⁾。この減少は他の中学校もなべて志願者は減り、第二表に見られるように全県的にも、昭和三年（一九二八）と六年（一九三一）は四九一名の減少となっているもので、大野中学校が再び増加することも、そのような意味では一般的傾向であったと思われる。では何故昭和十年（一九三五）に廃校が強く打出されたかを、当時の時代の情勢と関連して考える必要がある。

註 (1) 創立三十周年記念誌（昭和三十三年）「起伏」十七頁。

(2) 同右 十五頁

(3) 同右 十八頁

(4) 三つの表は昭和三年度から十四年度までの各年度の「大分県統計書第貳編」の関係項目より作成。

(5) 「昭和十年大分県臨時通常県会速記録」一八一頁。

四 大野中学校廃止の提案

昭和十年（一九三五）十一月二十二日の通常県会で田口易之知事より昭和十一年度予算及び之に関する諸議案の説明が行われ、教育関係として「教育費ニ於テハ昭和六年度以降予定ノ計画ニヨリ遂行中デアリマシタ学級整理モ本年度ヲ以テ完了致シマシタガ此ノ間ニ於テ地方事情ノ変遷モアリ旁々既往ノ入学状況ニ鑑ミマシテ中学校ニ於テハ日田、高等女学校ニ於テハ大分第一、第二、日出ニ各一学級ヲ増加スルコトニ致シマシタ。本年四月一日青年学校教員養成所令並ニ青年学校令が公布施行ニナリマシタノデ曩ニ参事会ノ協賛ヲ経テ社会教育主事補ノ増員ヲナシ之ガ指導監督機関ヲ整備致シタノデアリマスガ本令ノ趣旨ヲ貫徹スルニハ教員養成機関ノ充実改善ヲ急務ナリト考ヘマシテ従来三重農学校ニ付設致シマシタル青年学校教員養成所ヲ独立致シマシテ之ヲ大野中学校ノ位置ニ移シ教員ノ増置、付属青年学校ノ併設等ニ依リ之ガ完備ヲ期セントスルモノデアリマス。

大野中学校ニ付テハ入学者ノ状況ニ鑑ミマシテ昭和十一年度ヨリ生徒募集ヲ中止シ昭和十四年度末ヲ以テ之ヲ廃止シ之ニ替フルニ前述ノ青年学校教員養成所並ニ青年学校ヲ以テスルノデアリマシテ土地ノ状況ト時代ノ趨勢トニ鑑ミマシテ此際校種ヲ變更スルコトハ最も適切ナル施設ト認ムルモノデアアルマス。」と提案した。⁽¹⁾とにかく一方では学級増を認めておきながら、反面学級減どころか廃校という苛酷な問題が出され、まさに昭和二年の県会で設置をめぐつての論争で、民政党を中心とする反対派の杞憂していた問題が、僅か八年にして事実となつて現われたのである。

志願者の減少については、八年以後はむしろ増加しており、廃校理由としてはこの問題より、青年学校教員養成所及び青年学校設立が県にとって緊急な課題であつたと思われる。すでに田口知事が「大野中学校生徒募集の昭和十一年度よりの中止」

を提案した十一月二十二日の前に、大野町会では事態に対処して次のような意見書を議決している。⁽²⁾

「意見書

大野町ハ我町ニ現在スル大分県立大野中学校存続ヲ希望シ之カ廃止又ハ変更ニハ絶対反対ス

理由

大野中学校ハ創立日浅ク創立当時本町民ハ勿論郡民又一致協力多大ノ努力ト物資ヲ提供シ、教育機関中我郡唯一ノ中等学校トシテ期待セシモノナリ

今ヤ三回ノ卒業生ヲ出シ地方文化ノ向上ノ曙光認メラレントスル折カラ突如青年学校教員養成所并青年学校併設ノ為本大野中学校ヲ犠牲タラシメムトスルノハ朝令暮改モ甚敷県当局ノ真意奈辺ニ有ルカヲ疑フモノナリ、県下教育均等ノ見地ヨリシテモ大野中学校ノ廃止又ハ変更ニハ絶対反対スル所以ナリ

昭和拾年十一月二十一日 議決

大野郡大野町会

大分県知事 田口 易之殿

「

十二月六日に再開された県会で、地元出身の秦種親氏（民政党）は、「本県ニ中学校ガ十校アルコトハ其数ガ甚ダ多過ギルト県当局ハ御説明ニナリマシタガ、遺憾ナガラ私ハ所見ヲ異ニ致シテ居ルノデアリマス、県下ノ地勢並ニ現在ノ中学校ノ配置等ヲ考察シ、尚又時勢ノ趨勢ヨリ致シマスナラバ、交通不便ナル玖珠郡ニモ今一ツノ中学校ヲ設置シテ、中等教育ノ均霑ニ浴セシメ又別府ノ市立中学ヲ県立ニ移管シテ十二校ニ致シマシタ時ニ、目下ノ県ノ状態デハ中等教育ノ均勢ガ執レルモノデアルト信ジテ居ルノデアリマス、況シテ面積六十五方里県下第一ノ大郡デアリ、人口ガ又第四位トハ下ラナイ大野郡ニ中学校ノアルトイフコトハ当然ノコトト考ヘテ居ルノデアリマス。……高等普通教育ノ普及ヲ図ッテ、地方文化ノ進展ノ為ニ学校数ノ多少ヲ論ゼズ、中学校設置ニ付テ是ガ均衡ヲ得セシムルト云フ御考ハ当局ニアリマセヌカ、」と中学校の均衡した設置を求めて、

現在の絶対数の不足を指摘した³⁾。

つづいて「逐年人口が増加スル状況ヨリ致シマスレバ、県ノ教育機関モ亦漸次拡張ヲ要スル時ト考ヘマス、此際ニ中学校ヲ廃校セムトセラルト云フコトハ、県教育ノ将来ヲ考慮セラレナイ所ノ時代逆行ノ教育機関ノ縮少デハナイカト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、此点ヲ如何ニ御考ニナッテ居リマスカ、次ニ青年学校教員養成所ヲ置ク為ニ、一ツノ中学校ヲ廃スルト云フコトハ、県ノ教育ノ方針ガ余リニ消極的ノヤウニ考ヘラルルノデアリマス……大野中学ノ廃校ハ県下ノ輿論デアル、斯ウ御話ニナッタヤウニ承ッテ居リマスガ、是ハ私一個ノ考デハ輿論デナイト考ヘテ居ルノデアリマス、然ラバ何カト言ヘバ設立当初ノ感情ノ蟻リガマダサメズシテ、毎年ノ県会ニソレトナク言及セラレテ居ルノデアッテ、全ク輿論デハナイト云フヤウナ感じヲ起シテ居ルノデアリマス、大野中学校廃校ノ説ヲ耳ニ致シマスト同時ニ、大野郡ノ町村長会並ニ地元大野中学ノ決議ヲ以テ意見書ヲ提出シテ是ガ存続方ヲ県当局ニ御陳情申上ゲ、尚生徒父兄会或ハ諸教諭其他地方有志與ッテ是ガ陳情ヲ当局ニ致シテ居ルノデアリマス、是ガ地方ニ於ケル真ノ輿論デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、尚同校ノ卒業生ハ我等ノ母校ヲ守ッテ下サイ、在校生ハ我等ノ前途ニ光明ヲアラシメテ下サイト云フ純真ナル叫ビヲ今為シツツアルノデアリマス、右ノヤウナ次第デアリマスカラ若シ廃校ト決定イタシマスルナラバ、各方面カラ見テ其影響スル所ガ蓋シ甚大ナルモノガアルト信ジテ居ルノデアリマス、当面ノ問題ト致シマシテハ、在校二百有余ノ生徒是ノ前途ト云フモノハ其方針ヲ誤マルコト、又火ヲ睹ルヨリモ明ラカデアルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、ドウカ県当局ニ於カレマシテハ一応御考慮下サル意思ハゴザイマセヌデショウカ、」と大野町民、卒業生、在校生あげて存意を強く要望していることをとりあげて、廃校が決して世論でないことを知事に追求した。さらに「青年学校教員養成所ハ必要ナルコト重々存ジテ居ルノデアリマス、併シナガラ付属青年学校ハ県ニ取ッテ中学校以上必要ナモノト私ハ思ヘナイノデアリマス、斯シナ付属青年学校ノ如キモノニ県費多端ノ際ト仰セラレテ居ル時ニ殆ド一万余円ノ金ヲ費スヨリモ県ノ中学校ノ配置上ヨリ見テ郡並ニ土地ノ大野町ノ熱望スル中学校ヲ存置スル方が、穩当デアルト私ハ考ヘルノデアリマス。」と青年学校教員養成所はともかく、付属青年学校を中学校を廃止してまで設置することに抵抗した⁴⁾。かっ

て政友会系の藤山竹一知事時代に、民政党議員団が、地元選出の議員も含めて、中学校新設は賛成であるが、ただ政争の具として急に大野中学校設立を決めたことは、将来の見通しなどから考えて不安であるとして、その設立に自重を求めた。しかし結局は当時県会で多数を占めていた政友会系議員の賛同を得て原案は可決され、しかも三回の卒業生を送りだした今日にいたって廃校が提案されたのである。昭和七年（一九三二）の五・一五事件後成立した斎藤実内閣は非常時を唱えて「挙国一致内閣」を成立させ、大正十三年（一九三四）加藤高明内閣以来の「政党内閣」に終止符が打たれた⁵⁾。このような時代の進展に伴ない政党色の殆どなくなった田口易之知事の政策に対して、今回は民政党議員というよりも地元の立場から、廃校に対して強い反対を訴えた。

これに対し知事はあくまでも廃校を主張し、「本県ト同ジ位ナ人口ヲ持ッテ居リマス十県ヲ拾ヒ上ゲテ、此中等学校ノ数ヲ比較研究イタシマスルト、中学校ハ本県ガ一番多イ、……本県ノ財政トシテ他ノ方面ニモ色々沢山経費ヲ投ジネバナラヌ事業ガアルノデアリマス、中学校ノ学校数ヲ多クスルヨリハ地ノ利ヲ得タル所ノ現在ノ中学校ヲ、希望者ガ多ケレバ其方ニ入学志願者ノ入学ヲ許シテサウシテヤッテ、唯至ル所ニ中学校ガ数多ク散在スルト云フコトハ、非常ナル経費ノ点ニ於テ多額ヲ要スルコトデアル……此地ノ利ヲ得ナイ所ノ中学校トシテ、大野町が僻鄙ノ地ニアリマシテ、他方ニ人口稠密ナ農家ヲ多ク持ッテ居ラヌ山間ノ地デゴザイマス為ニ、生徒ガ余計ヤツテ来ヌト云フ不利益デアリマス、即チ大野中学校ハ所ヲ得ナイト云フコトト県ノ財政ト中学校ノ数ヲ照合シテ中学校ガ多過ギルト云フ見地ニ立ッテ居ルノデアリマス。」と地の利を得ない点と、県の財政問題を強調した⁶⁾。

(註) (1) 「昭和十年大分県臨時通常県会速記録」二九頁。

(2) 「昭和十年 原議綴 大野町」所収。

(3) 前掲「県会速記録」一七九頁〜一八〇頁。

(4) 同右 一八〇頁〜一八三頁。

- (5) 佐々木 隆「挙国一致内閣期の政変」(史学雑誌第八六編 第九号 四三頁 所収)
 (6) 前掲「県会速記録」一八三頁―一八四頁。

五 青年学校令及び青年学校員養成所令の公布

昭和十年(一九三五)、岡田内閣は文政審議会に対して「青年学校新設案」を諮問した。一月十二日に、松田源治文部大臣は文政審議会で、「……今日大衆ニ青年教育ノ機関トシテハ、実業補習学校及青年訓練所ノ両者が存在致シマス。実業補習学校ハ明治二十六年ノ創設ニ係リ、現在其ノ数一万五千百有余、生徒数男女ヲ通ジテ百三十八万余ヲ算シ、青年訓練所ハ大正十五年ニ創設セラレ、其ノ数一万五千六百余、生徒ハ男子ノミニシテ其ノ数九十一万余ニ達シテ居リマス。

顧ミルニ、大正十五年実業補習学校ノ外ニ新ニ青年訓練所ノ制度ヲ設ケマシタノハ、当時実業補習学校生徒ノ多数ハ後期迄ノ教育ヲ受ケルニ過ギズ、後期終了後丁年ニ達スル迄其ノ最重要ナル青年期ニ於テ、組織的ナル教育ヲ受ケル者が極メテ少数デアリマシタ為ニ、時代ノ趨勢ニ鑑ミ、簡易適切ナル方法ニ依ッテ大衆青年ニ対シ、心身ノ鍛鍊ヲ主トスル教育ヲ施スコトガ緊要デアッタノニヨルデアリマス。……両者ハ小学校卒業後中等学校ニ進ムコトナク、主トシテ職業其ノ他實際生活ニ従事スル男女青年ヲ対象トスル教育機関デアッテ、共ニ健全ナル国民、善良ナル公民ヲ養成スルヲ眼目トシ、大体其ノ目的ヲ同じクスルノミナラズ、又小学校卒業後実務ニ従事スル青年ハ先ヅ実業補習学校ニ入学シ、引続キ青年訓練所ニ入所スル者が多数デアリ、且教育指導ニ任ズル者モ両者ヲ兼ヌル者が甚ダ多ク教育内容等ニ於テモ両者共通スル点が多ク存在スルノデアリマス。……数年来各方面ヨリ両者ヲ統合シテ同一機関トナスベシトノ要望極メテ切ナルモノガアリマス、本省ニ於テモ如上ノ情勢ニ鑑ミ、実業補習学校及青年訓練所ヲ廃止シ、之ヲ統合シタル青年教育機関ヲ新設シテ制度ノ単一化ヲ図リ、施設経営ノ努力ヲ一ニ集中スルト共ニ、制度上ニ於テモ夫々改善ヲ加ヘ、以テ青年教育ノ徹底充実ヲ期スルノ要アリト認メ、其ノ趣旨ヲ以テ鋭意調査研究ヲ遂ゲ、今般大体ノ成案ヲ得タルヲ以テ、爰ニ本会ノ御審議ヲ煩ハシ之ガ実現ヲ図ルコトシタ次第デアリマ

ス。」と従来の二重在籍の欠陥をおぎなう新しい制度を説明した。⁽¹⁾

続いて三辺長治文部次官が、具体的に青年学校制度の要旨を説明した。⁽²⁾ まず「青年学校ハ真ニ青年大衆教育機関トシテノ機能ヲ發揮スルコトニ力メマシタ、即チ男女青年ニ対シ其ノ精神及身体ヲ鍛鍊スルト共ニ、實際生活ニ於テ最モ緊要ナル職業教育及公民教育ヲ施スコトニ特ニ力ヲ致シ、併セテ国民精神ノ涵養ト人格ノ陶冶ニ留意シ、以テ健全ナル国民、善良ナル公民タルノ素地ヲ育成シテ青年教育ノ效果ノ徹底ヲ期セントスルノデアリマス。」と大衆の教育機関であることを配慮して、青年教育の普及拡充を強調した。さらに「現ニ中等以上ノ学校教育ヲ受ケザル男女青年ニ対シ、普ク教育ノ機会ヲ与ヘルコトヲ趣旨トシ、而モ此等男女青年ハ概ネ一定ノ業務ニ従事シ、其ノ余暇ヲ以テ就学スル者デアリマスカラ、其ノ組織内容ハ力メテ自由ナルモノトシ、且画一ノ弊ニ陥ラザル様種々ノ点ニ於テ充分伸縮性ヲ保持セシメ、土地ノ情况及青年ノ實際生活ニ適應セシムルコトトシ、入学資格、中途入学等ニ関シテハ嚴格ナル制度ヲ設ケザルト共ニ、其ノ課程ハ必ズシモ学年制ニ依ラシムルコトナク、一定期間中教育ヲ継続セシムルコトヲ主眼トシ、訓練ノ時期及時刻ノ如キモ土地ノ状況ニ依ツテ適宜之ヲ定メシメ、訓練科目ハ之ヲ概括的名称ヲ以テ示シ、内容ノ選択ヲ自由ニシ、且訓練科目相互間ニ於テモ互ニ連絡裨補セシムルコトト致シマシタ。又主トシテ都市等ニ於テ職業關係等ノ事情ニ依リ、男子五年、女子三年ニ亘ル訓練ヲ受クルコトヲ困難トスル者アルベキヲ以テ、斯ノ如キ場合ニハ本科ノ訓練期間ヲ四年トナスコトヲ得シメ、又特別ノ事情アル場合ハ当分ノ内二年乃至三年トナシ女子ニ在リテハ二年トナシ得ルコトトシ、訓練時数ニ於テモ比較的僅少ノ時間ヲ最低限度トシテ示シタノデアリマスガ、土地ノ状況ニ応ジテ適宜之ヲ増加シ、現在内容ノ充實セル実業補習学校ノ如ク一層精深ノ程度ニ於テ教育ヲ施スコトハ固ヨリ希望スベキコトデアリマス。」と勤労に従事する青年の教育に対して、教育期間や訓練内容についての地域の実態にもとづいての融通性を認める方針を示した。

ついで青年学校は職業教育と公民教育を行なうと共に、最も重要な目的は兵役の予備訓練を課することであることを次のように説明している。「教練科ニ於テハ教練及体操ヲ授クルノ外競技及武道ヲ課スルコトヲ得ルノデアリマス。又青年学校ニ於

テモ青年訓練所ニ於ケルガ如ク所定ノ時数ヲ修メタル男子ニ対シテハ在官期間ノ短縮ニ関スル資格ヲ認メラルコトト相成ルノデアリマス。

尚従来青年訓練所ニ於テハ教練科ノ指導ニ就テハ在郷軍人ノ努力ニ俟ツコトガ多クカタノデアリマスガ青年学校ニ於テモ之ト同様十分ナル助力ヲ期スルノデアリマス。」と勤労青年に対する在官期間の短縮と在郷軍人の活用を力説して、軍部の教育への介入、特に陸軍省と文部省との結びつきが具体化してきたことを示している。⁽³⁾ こうした審議の上、文政審議会より内閣総理大臣へ次のような付帯決議がつけられて実施することを可とする答申が出された。⁽⁴⁾

「 付帯決議

本案ノ実効ヲ完ウスル為当局ハ速ニ左ノ各項ヲ実施セラレンコトヲ望ム

一、中央及地方ニ於ケル指導監督機関ヲ充実スルコト

一、職業科ニ関スル専任教員ヲ各学校ニ少クトモ一名以上ヲ置クコト

一、教員養成機関ヲ整理拡充スルコト

一、義務制ノ実施ヲ期スルコト

このように付帯決議の中で職業科に関する専任教員の配置と教員養成をあげたのは、従来の実業補習学校や青年訓練所が、とかく恵まれない教育条件下におかれ、必要な専任教師にもこと欠いていたことに対する反省であり、義務化も中等学校に進学しない勤労青年に対する前記のような教育を完全に実施するための手段であった。⁽⁵⁾ このようにして昭和十年（一九三五）三月三十日、「朕樞密院顧問ノ諮詢ヲ経テ青年学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」と裁可され、勅令第四十一号を以て「青年学校令」が交付された。⁽⁶⁾ 第一条には「青年学校ハ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及実際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス」と明記された。

大分県でも同年四月二日、学務部長から各市町村長、実業補習学校校長、実業補習学校教員養成所長、青年訓練所主事あてに、

「青年学校設置に関する件」について次のような通達が出されている。⁽⁷⁾「今般標記ノ件ニ関シ勅令並省令発布相成候ニ付テハ青年教育ニ関スル多年ノ要望相達シ斯教育ニ一新時機ヲ画シタル次第ニ候ヘバ此際関係者左記参案相成慎重審議御協力ノ上万遺憾ナキヲ期シ速ニ本施設実施相成度此段依令及通牒候也

備考 青年学校令（勅令） 青年学校規程（文部省令） 実業学校令中改正（勅令）……………（以下略）

記

一、学校名称

学校名称ハ「大分県何郡何々実業青年学校」ト称スルモノトス但シ「何々」ノ文字ハ市町村名ヲ冠スルヲ本体トシ例ヘバ「大分県大分郡滝尾実業青年学校」ト称スルガ如シ

二、学校数 略

三、設置廃止

青年学校ヲ新設スル場合ハ職員ノ身分上ノ關係ニヨリ從來ノ実業補習学校ニ設置スルヲ便宜トス

四、設備

青年学校ノ設備ハ将来青年教育充実に極メテ緊要施設ナルヲ以テ此ノ際青年学校規程第四条ニ基キ校地、校舎、体操場及校具ノ整備ヲ考慮スヘシ、但シ当分ノ間ハ仮校舎ヲ使用スルコトヲ得

五、職員数

今回ノ青年学校令ハ青年教育上画期的ノ改正ナルヲ以テ從來ノ姑息的ノ教授及訓練ハ此ノ際之ヲ改メ昼間通年制ヲ本体トスルコト、從ツテ専任教員ノ如キハ職業科ハ勿論普通学科等ニ於テモ生徒数五十名ニ対シ一名ノ教員ヲ配置スル様考慮スルヲ要ス

（以下略）

さらに六月十二日、田口易之知事より次のような訓令が出された。⁽⁸⁾「曩ニ青年学校ニ関スル勅令公布セラレ茲ニ青年教育機

関ノ統制ヲ見ルニ至リシハ国民教育上ノ一大進歩ト謂フベシ

青年学校ハ現ニ実務ニ従事シ産業ノ第一線ニ立ツ青年大衆ニ対シ普ク教育ノ機会ヲ与ヘ且ツ人生ノ最重要ナル青年期ニ於テ尊皇殉国ノ士氣ヲ作興シ公民自治ノ德操ヲ養ヒ共同研究ヲ盛ニシテ産業ノ振興ヲ図リ以テ健全ナル国民善良ナル公民タルノ素地ヲ育成スルヲ以テ本旨トス從テ其ノ組織内容ハ土地ノ情況ト青年ノ實際生活トヲ顧慮シ教授及訓練上伸縮性ヲ保持シ簡位自由ヲ認メタルヲ以テ特ニ専任教員ノ設置並設備ノ充實ニ留意シ常ニ生徒ノ自発自奮ノ良習ヲ養ヒ以テ其ノ機能ヲ發揮セシメサルヘカラス当事者能ク此ノ趣旨ヲ体シ地方ノ実情ニ稽ヘ所期ノ目的達成上違算ナカラムコトヲ望ム」

さらに「青年学校指導要綱」が出され、「本県ニ於ケル青年教育ハ近事著シキ發展ヲ遂ゲ其成績見ルベキモノ尠ナカラズ今般青年学校令及青年学校規程ノ公布アリタルニ付テハ直ニ從前ノ実業青年学校及青年訓練所ヲ統合シテ青年学校トナシ十月一日現在公立二百八十四校私立五校県ト各市町村全部ニ亘リテ其ノ普及ヲ見ルニ至レリ……」と、大分県も勅令にもとづいて青年学校への転換に対して、その趣旨の徹底をはかっている⁽⁹⁾。

前記文政審議会よりの答申の中にも付帯決議の中に記されているように、青年学校設置に關連して緊急を要する問題は専任教員の養成であつた。この件については昭和十年（一九三五）三月十九日閣議で、「別紙文部大臣請議青年学校教員養成所令制定及実業補習学校教員養成所令廃止ノ件ヲ審査スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請願ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム」と決定し、それにもとづき「朕青年学校教員養成所令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」と同年三月三十日に勅令案が裁可された⁽¹⁰⁾。

翌四月一日に勅令第四十七号として「青年学校教員養成所令」が、また同日文部省令第六号で「青年学校教員養成所規程」が出された。前者では第一条に「青年学校教員養成所ハ青年学校ノ教員タルベキ者ヲ養成スル所トス」、第二条に「北海道府県及市ハ青年学校教員養成所ヲ設置スルコトヲ得」、第三条で「青年学校教員養成所ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ」と目的及び設置地域や基準、さらに第四条以下で職員の構成、職務などが定められた。後者では第一条に「青年学校教員養成所ノ修業年限ハ二年トス但シ特別ノ必要アル場合ハ一年以内之ヲ延長スルコトヲ得」、第二条で「青年学校教員養成所ニ入所

スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノタルベシ」として「一、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年（女子ニ在リテハ四年）以上ノ実業学校又ハ之ト同程度ノ実業学校ヲ卒業シタル者、二、師範学校・中学校又ハ高等女学校ヲ卒業シタル者」と修業年限や入学資格、さらに学科目などが規程された。⁽¹⁾ その中で特に「青年学校教員養成所令」の審議の過程で、原案の第二条に「文部大臣ハ必要ト認ムル場合ニ於テ北海道府県ニ青年学校教員養成所ノ設置ヲ命ズルコトヲ得」という事項が記されておった。これが成案ではなくなり、前述のような条文のみが残されている。しかしこの方針は、北海道及び各府県に対して青年学校教員養成所の早急な設置を義務づけ、相当な強い指導がなされたのではないかと考えられる。⁽²⁾

所収)

- (1) 「文部大臣ノ文政審議会ニ於ケル青年学校制度案ニ関スル説明要領」（国立公文書館所蔵「公文類聚」第六十編昭和十年卷四十九所収）
- (2) 「文部次官ノ文政審議会ニ於ケル青年学校制度案ノ要旨ニ関スル説明要領」（同右所収）
- (3) 仲新「日本近代教育史」第六章軍国主義時代の教育。三三八頁
- (4) 前掲「公文類聚」所収（期日は記入なし）
- (5) 小学館「近代教育史」第六章戦争と教育。一九一頁
- (6) 前掲「公文類聚」所収
- (7) 「大分県教育百年史」第四卷。九七二頁～九七三頁
- (8) 昭和十三年三月「大分県社会教育（社会教育資料）」。二〇頁
- (9) 同右二十一頁
- (10) 前掲「公文類聚」所収
- (11) 文部省「学制百年史」資料編一八三頁～一八四頁
- (12) 前掲「公文類聚」所収

六 県立青年学校及び青年学校教員養成所設置に対する県の方針

再び県会での争論をとりあげて、大野中学校廃止と青年学校教員養成所及び付属の青年学校設置との関連を探って見たい。前記参議員に対する田口知事の答弁の中に、廃止の理由の第一に中学校が多過ぎることと、地理的な条件が中学校の場所として不適当であることを強調した上で、次のような提案を提案していることに注目したい。「青年学校教員養成所ノミカラ言へバ、大野町以外ニモ適當ナルモノガアル、併シナガラ教育機関ノ県内公平分配ト云フコトカラ致シマシタナラバ、大野郡ノ大野町ニモ何等カノ教育機関ヲ存続設置シタ方ガ宜シイノデハナイカ、……大野町ハ大野中学ノ建設ニ多額ノ費用ヲ投ジタト云フコトデアリマスカラ、何モ彼モ大野町カラ取上ゲルト云フコトハ教育機関ノ公平ヲ得ナイ斯ウ云フコトニナルノデアリマス、ソレ故ニ此青年学校ヲ持つテ行キタイト思フ、ソレカラ又大野中学ニ持つテ行キマスル青年学校ノ必要ナルコトハ、只今デハ青年教育ニ主務省ヲ始メ地方ノ輿論モ非常ニ重キヲ置カレルヤウニナリマシテ地方化實際化ト云フコトニ重キヲ置イテ、人格ノ陶冶ヲヤリ学校ヲ出テ而モ地方ニ最も重要ナル中堅青年ヲ恊ヘタイ、中学校モ農学校モ工業学校モ農林学校モ皆中堅青年ノ為ニ恊ヘテ居ルノデアリマスルガ、又色々特色ノアルソレ相當皆国家有用ノ人材トシテ特徴ヲ持つ青年ヲ恊ヘタイト云フノガ此学校設立ノ目的デアルノデアリマス、付属青年学校ノ内容ニ付キマシテハ、此大野中学ノ廃止ニ代ルモノハ青年学校教員養成所ト、サウシテ青年学校デアルノデアリマス、中学校モ青年学校モ青年教育機関タルコトニ於テハ同ジデゴザイマスルガ、特ニ青年学校ハ地方ノ状況ニ応ジマシテ、公民自治的教育、職業教育ト云フヤウナコトニ主力ヲ注イダ實際教育ヲ主眼トスルモノデゴザイマス、サウシテ土地ノ關係上此学校ガ出来マスルト、入学者ノ主体ヲ為ス者ハ大野町ノ青年若クハ其付近ノ者デアリマスルカラ、之ヲ大野町ニ設ケマスコトニナリマス、其地方ノ利益ノ進展ニ資スルコトハ他ノ方面ヨリハ一層大ナルモノガアルノデアリマス……」と、中学校に代る教育機関が青年学校及び青年学校教員養成所であり、しかもそれが教育の地方化實際化という点で時代の要請であり、教育機関の県内公平分配という点と、大野町の青年や付近の者にとっても利益を増進するはずであると強調した⁽¹⁾。然し現在中学校に在校中の生徒や、卒業生の苦痛などに対する配慮などについては全く答えてい

ない。このことはこの新しい教育機関の設立が県に課せられた重要な問題であると共に、県立の教員養成課程ということになれば、相当な施設、内容もとのえなければならぬはずである。さらに時間的にも緊急を要することであり、結局新設よりは既存の学校施設を転用すれば、財政的にも負担が比較的少くてすむと県では考えたのではないかと思われる。そしてその対象に中学校の中で、歴史も一番新しく、規模も小さく、しかも入学志願者の状況や地理的位置などから見ても大野中学校の転用がもっとも支障がなかったのではなからうかと考えられる。

この点は十二月十一日に再会された県会で、速見郡選出の政友会の北野三郎議員より次のような質問がなされていることに注目したい。⁽²⁾「大野中学ハ来年度カラ漸次廃止スルガ、他ノ中学ノ廃止ニ付テハ甚ダ事重大デ、是ハ時勢ノ進運ト社会ノ状態トヲ考慮シテ考フベキ問題デアッテ、現在ノ所他ノ中学ヲ廃止スル予定乃至希望ヲ持つテ居ナイ、……此ノ知事答弁自体ノ中ニ大キナ矛盾ガアリハシナイカト云フコトヲ私ハ考ヘル者デアリマス、……大野中学一校ヲ廃止スルコトニ依リ此夥シイ巨大ナ中学校数ガ他ノ諸県ニ比シテ甚ダ巨大デナイヤウナ状態ニ立至ラシメヤウトスルコトハ事実ニ於テ甚ダ不合理デアルト云フコトデアリマス、……大野中学ガ過去三箇年以來漸次入学志望者ヲ増シテ、本年ノ如キハ地元ノ予想ニ依リマス、募集スベキ人員ヲ超過スルノ志願者ヲ出スニ相違ナイト云フコトヲ予想シテ居ルヤウデアリマス、サウシマス時勢ハ正ニ大野中学ニ幸ヒシテ、大野中学ハ漸次志願者ヲ増サントシツツアル、此際ニ、時勢ト社会ノ進運ヲ考慮ヲシテ廃止スルト云フ理由ヲ挙ゲラレル当局ハ、之ヲ取消サナケレバナラナイト思フノデアリマス、」と廃止する理由の極めて不明なことを問いただしている。

さらに「大野中学の生徒ガ、上級学校志願ガ頗ル少ナイ、斯ウ云フコトハソレ自体ガ頗ル矛盾デアリマシテ、然ラバ当局ハアリマス、此御説明ヲ種々検討イタシマスルト結局私共ハ、今回青年学校ヲ設立セザルコトニナッタ、サウシテ此教員養成所ガ必要デアルガ故ニ、当局ハ大野中学ノ廃止ヲ思ヒ立ッタノデハナイカ、斯ウ云フ風ナ疑ヲ起ス余地ガアルヤウニ考ヘルノデアリマス、従ッテ私ト致シマシテハ今少シ県民ニ斯カル誤解ヲ起サセナイヤウナ、サウシテ地元町村民ヲ納得サセルヤウナ懇

切ナ、サウシテ明瞭ナ御説明ヲ今一応当局ニ要求シタイモノデアリマス、」と廢校は結局青年学校及び青年学校教員養成所の犠牲になったと疑われるおそれがあると、もつとも核心にふれる質問を投げかけた。しかも民政党系に比較して、政党性は少くなつた中でいわば知事の与党的立場である政友会系議員の質問だけに充分考えさせられる問題である。

続いて地元ではあるが、大野郡の中心の三重町出身の民政党の長田松三郎議員から具体的に新しい学校が置かれた場合の問題点をとりあげて次のような質疑が出された。「私ハ大野中学ヲ廢シテ、之二代ヘルニ青年教員養成所付属青年学校ヲ以テスルト云フ県ノ御提案ハ、恐ラク今期県会ヲ通ジマシテ最モ重要ナル案件デアル、従ツテ是ガ審議ニ当リマシテハ極メテ慎重ナル態度ヲ以テ臨ミマシテ、十分ニ疑義ヲ質シテ将来ニ於テ県民ニ対シテ申訳ノナイ失態ヲ演ジタクナイ為ニ、私ハ自分ノ知り得タルコトヲ率直ニ申上ゲマシテ、而シテ当局ニ熱誠アル所ノ責任アル御答弁ヲ御願ヒ致ス次第デアリマス」と前置して六項目を質問した。

第一に地元の五千圓の寄付を計上しているが、地元民の意嚮をただせば一文も寄付はしないのではないか。第二に「本案ガ実施ノ曉ニ於キマシテ、県ノ申サル所デハ男子ノ青年学校入学者ヲ三學級、女子ヲ六學級合セテ九學級ト云フコトニナツテ居リマス、此九學級ノ生徒ガ實際ニ募集出来ルカ否カト云フ点デアリマス、此点ニ就キマシテモ私ノ知り得タ所デハ大野町民ガ、中学校ト共ニ討死ヲスル、他ノ学校ハ要ラナイ云フ程度ニ非常ナ決心ノ熾烈ナル際ニ於キマシテ青年学校ヲ建テテ、其青年学校ノ生徒ヲ募集スルト云フコトハ、此青年学校ハ年次ヲ經マシテ眞価ガ県民ニ認メラレテ来タナラバ、他郡他町村ヨリモ入学者ガアルカ知レマセンガ、先ヅ当分ハ地元ノ子弟ヲ以テ之ニ充テナケレバナラヌト思フ、然ル時分ニ此地元ノ斯ノ如キ熾烈ナル反対ノ仕方ニ就キマシテ、果シテ入学者ガアルヤ否ヤ、私ノ聞キ得ル所ニ依レバ大野町ハ五ツノ小学校ガアリマシテ、男子ノ青年学校ハ各小学校ニ設ケテ相当ヤツテ居ル、女子ノ青年学校ハ中央部ニ相当ナモノヲ造リマシテ、中学校ニ相對シテ教育ヲ施シテ居ル、何等痛痒ヲ感じテ居ラナイ、ソコデ県立ノ青年学校ガ出来テモ一人モ青年学校ニハ出サナイト云フヤウナコトヲ聞イテ居リマス故ニ、私ハ此点ヲ非常ニ憂慮スルモノデアル、県ハ果シテ此九學級ノ生徒ヲ立派ニ募集スル可能性ガア

リヤ否ヤト云フコトヲ御伺ヒシタイノデアリマス」。第三に相當な実習場が必要であるが、膨大なる耕地を取られては農民も困るし、また反発心もあり、貸しも売りもしないのではないか。第四に地元の反対を抑切つて決定をした場合に県に対する反抗的心理が自治機構の破壊、混乱におちいらせるおそれはないかどうか。そして第五に今回大野中学を廃校にした場合、将来大野郡には如何なることがあつても中学校は建設しないのかと追求した。

長田議員は最後に、青年学校は農村の中堅人物を養成する趣旨から考えて、既に大野郡には県立三重農学校もあり、その卒業生の六割は実業に従事しているのであり、同種類の学校を三里しか距てて設置することが必要かどうかと伺つた上で、「御承知ノ通り大野中学校ノ建設ハ其建設当初ニ於テ、大イニ県下ノ他ノ中学ト趣キヲ異ニシテ居ル、即チ地元町民ニ於キマシテ八十数万円ト云フヤウナ莫大ナ犠牲ヲ払ツテ居ル、其当時ニ於キマシテハ全町民ハ挙ツテ其時ノ知事ノ英斷ヲ謳歌イタシ、又郡ト致シマシテモ教育機關ノ均霑上其均衡ヲ得ルト云フ意味ニ於キマシテ、郡ノ町村長会モ二万一千圓ト云フ莫大ナ援助ヲ致シテ居ルノデアリマス、此一戸当リ約七十円ト云フ金ハ是ハ農村ト致シマシテハ相當多額ノ経費デアリマス、其中ニハ随分涙含マシイ費用モ籠ツテ居リマス。左様ニ致シマシテ此大野中学ハ大野町ガ中学ヲ熱望シタト云フコトハ何ヲ意味スルカ、唯々子弟ヲシテ中等普通教育ノ恩典ニ浴サシテ、サウシテ地方文化ノ進展ヲ図リタイト云フ念願ノ結晶デアリマス、……全町民ガ挙ツテノ意志ハ、中学校ノ外ニハ何等ノ学校モ要ラナイ、我々ハ中学校ト共ニ討死ヲシテ宜シイ、中学校ガ応募者ガ無クナツテ廃校ニ瀕スルニ至ツタ時分ハ縮メルト云フヤウナ、固イ熱烈ナル所ノ信念ヲ持ツテ居ルノデアリマス、デソレハ此ノ二千有余ノ全町民ガ調印ヲ取ツテ、存置ニ付テ猛運動ヲ起シテ居ルト云フコトニ依テ証拠立テラレルノデアリマス」と述べて、県当局も地元民の心理状態をよく洞察の上、慎重に審議することを要望した。さらに三重町は地の利から云つても将来合併して大きな町になる気運もあり、四箇町村がその前提として組合の青年学校を建ててはという議も持上っている状況で、むしろ県立の三重農学校に付設することを考えてほしいと代案を提案した。

当時地元大野町では、十二月十四日、町会を役場に召集してこの問題に關して陳情のための委員を決める緊急の會議がもた

れている。⁽⁴⁾ 會議録によると同日午後三時五十分、児玉玉三郎町長により開会が宣言され、議長に町長がなり、出席議員二十名、欠席議員三名（この中に県会に出席中の秦種親議員が含まれている）欠員一名で町会は構成されていた。議事については次のように記載されている。⁽⁵⁾

「議長 議事日程ヲ左ノ通り報告ス

一、大野中学校問題ニ関スル件

町長 本会ノ会期一日間ノ旨ヲ言フ

議長 予テ大野中学校存置陳情ニ関シテハ各位及町民ハ熱意ヲ以テ之レカ陳情ヲナシタリ依テ其効果尠シトセサルモノト思料ス就テハ更ニ陳情委員ヲ設ケ同校ヲシテ是非共存置セシメル様努力シタシ依テ茲ニ緊急町会ヲ招集シタル旨ヲ告ケ陳情委員ヲ推薦スル旨ヲ告ケ

町長 町會議員全員ヲ大野中学校存置陳情委員ニ推薦ス

満場異議ナシト呼フ

議長 大野中学校存置陳情委員ハ満場異議ナキニヨリ推薦ノ通り決定ノ旨ヲ告ケ

一方県会では、前記北野議員と長田議員に対する答弁が、菅沢肇書記官（学務部長）より直接の関係者として具体的に示された。⁽⁵⁾ 北野議員の質問には「地ノ利ヲ得ナイコト、或ハ志願者ガ少イト云フコト、上級学校ニ這入ル者ガ余リナイト云フコト等ヲ以テ、中学校ヲ他ノ学校ニ組織ヲ變更スルト云フコトヲ決定シタノデアリマセヌ、勿論……重要ナ要素デアリマスケレドモ、尚其外ニ最モ大ナル理由ハ県民ノ輿論ニ聴イタト云フコトデアアルノデアリマス。……昭和五年ニナリマシテ、教育調査会ナルモノガ設ケラレマシタ、其席ニ於キマシテハ何レモ此中学校ヲ畜産学校ノヤウナモノニ變更スルコトガ適當デアルト云フヤウナ御議論ガアッタノデアリマスガ、其教育調査会ハ最後ノ結論ヲ得ルコトガ出来マセヌデシタケレドモ、大体ニ於テ調査會員ノ意嚮ト云フモノハ明カデアッタ。続イテ昭和六年七年八年九年此四箇年間ニ於ケル、此県会ノ速記録ヲ私ハ調べテ見

タノデアリマスルガ、大野中学校トハハッキリハ申シマセヌケレドモ、本県ハ非常ニ中等学校ガ県ノ財政ニ比ベテ多過ギル、之ヲ適當ニ整理ヲスル意思ハナイカ、又整理ヲシテモモウ少シ本県ニ適シ、地方ニ適スル学校ニ變更スル意思ハナイカト云フ御意見ガアリ、尚ソレニ対シテ年々サウ云フコトニ變更スルコトヲ要望サレテ居ルノデアリマス。昨年ノ十二月二十一日教育費ノ予算ガ可決サレマスル時ニ、畠山委員長ハ満場一致ノ御希望デアルト云フノデ希望ノ意見ヲ述ベテ居ラレルノデアリマス、ソレニ依リマスと云フト、本県ノ中等学校ハ適當ニ是ハ整理ヲスル余地ガアル、速ニ整理ヲ断行シテ欲シイ、併ナガラ其整理ト云フノハ廢校ヲ意味スルノデチャナイ、是ハ適當ナル学校ニ變更ヲスル所謂地方化實際化ヲシテ實ヒタイト云フコトヲ、希望条件トシテ此席デ述ベテ居ラレルノデアリマス、ソレニ対シテハ議員ノ各位ハイツモ満場一致賛意ヲ表シテ居ラレルノデアリマス、斯様ニ県会ニ於キマシテハ既ニ中等学校ヲ適當ニ變更シロト云フコトハ観測サレルノデアリマスガ、併シナガラ苟クモ中等学校ヲ一ツ廃止ヲシテ、他ノ学校ニ變更スル而モ地元ニ於テハ多額ノ寄付金ヲ県ニ出サレテ居ル、一戸平均七十円モ出シテ居ルト云フヤウナ状況デアリマスカラ、県トシテハ慎重ノ上ニモ慎重ノ態度ヲ執リマシテ、尚大野郡出身ノ先覺ノ方々、或ハ各自治体トカ其他兎ニ角大野郡ノアラユル方面ヲ代表シテ居ル方々ニ対シテ、私直接ニ或ハ人ヲ介シマシテ色々方面カラ御意見ヲ伺ッテ見タノデアリマスガ、何レモ県ノ輿論ト云フモノハ仰ツシャル通りデアアル、大野中学ヲヨリ以上ノ学校ニ變ヘルト云フコトハ止ムヲ得マイト云フコトヲハッキリ申サレマセヌケレドモ大体ニ於テ、少クトモ私ハ左様ニ打診ヲシタノデアリマス、」と答え、重ねて「斯様ナ不安定ナ状態ニ大野中学ヲ置イテ置クト云フコトハ教育ノ為ニ宜シクナイ、寧ロ時勢ニ適スル所ノ青年学校、詰リ青年学校ノ教員養成所、是ハ非常ニ必要ナル学校デアリマスガ、ソレヲ置キマシテサウシテソレニ付屬スル所ノ青年学校ヲ付設スルサウシテ地元ヲ安定サセルト云フコトガ、大野中学ヲシテ永遠ニ活カス所以デアルト斯様ニ考ヘマシテ、学校ノ種類ヲ變更スル案ヲ提案シタ訳デアリマス、……詰リ比案ハ大野中学廢止案ニ非ズシテ大野中学更生案デアルト私ハ申シタイノデアリマス、」と決して單なる廢校ではない点を力説した。⁽⁶⁾

続いて長田議員に對しては、地元ノ五千円ノ寄付に對しては、地方の爲になる學校ならば、殊更に反對する必要はないとい

う意見を聞いていること、青年学校の九学級募集については、季節制の青年学校に這入って居るものが集まった場合には、充
分得られると思われること、耕地面積は最低三町五段歩は必要であるが、必ず地元の協力は得られると確信している。また將
来の中学校設立の可態性については、大野郡の場合は中学校よりも実業学校の方が宜しいように考えられるし、各郡に中学校
がなければならぬということは考えない方がよいと答えた。さらに県立青年学校をつくることにより地元の子重農学校との
間の生徒争奪ということは、学校の性格上青年学校は、其所在地の実務に従事している青年に職業教育を施すものであって、
大野町を中心に募集することが出来れば、他よりは余り募集しないですむので心配は不要と述べた。そして最後に「此地元が
多額ノ御寄付ヲサレマシタノデ、地元ノ者ハ中学校ト討死ヲスル、斯ウ思ッテ居ルト云フヤウナ御話デアリマシタガ、私ハ陳
情ノ方ニモ御会ヒヲ致シマシテ、洵ニ中学校ヲ設立サレル当時ノコトヲ考ヘマシテ、現在ノ御心情ニハ實ニ同情ノ念ヲ禁ズル
能ハザルモノガアルノデアリマス、併シナガラ県ハ中学校ニモ勝利所ノ青年学校ヲ造ルノデアリマシテ、而モ其恩恵ハ現在中
学校デアリマスレバ、町民三十名内外ガ中学校ノ恩恵ニ浴スルノデアリマスガ、青年学校ニナリマスレバ四百五十人ノ者ガ悉
ク其恩恵ニ浴スル、所謂一部ノ者デナクシテ、一般青年大衆四百五十名ノ者ガ比恩恵ニ浴スルノデアリマシテ、之ヲ私ハ一ツ
十分地元ノ人々ニモ御研究ヲ願ヒタイノデアリマシテ、サウ云フ県ノ真意ガ分リマスレバ、唯單ニ大野中学ヲ廢スルノデヤナ
イ、ソレニ勝ル大野中学ノ更生ノ為ニ寧ロ一步ヲ進メテ、一般大衆相手ノ教育機関ヲ設ケタト云フコトヲ御考ヘ下サイマスナ
ラバ、寧ロ私ハ虚心坦懷ニ此問題ハ御賛成ガ願ヘルモノト云フコトモ今モ尚信ジテ居ル次第デアリマス。」とあくまでも大野
中学更生のために青年学校教員養成所及び付属の青年学校設置することを主張して答弁を終つた。⁽⁷⁾

(註) (1) 「昭和十年大分県臨時通常県会速記録」一八五頁〜一八六頁

(2) 同右 三三二頁〜三三三頁

(3) 同右 三三三頁〜三三八頁

(4) 「自昭和五年六月十日至昭和十三年三月末日 會議録大野町」

(5) 「自昭和五年六月十日至昭和十三年三月末日 會議録大野町」

(6) 前掲「県会速記録」三三九頁～三四一頁

(7) 同右 三四二頁～三四六頁

七 むすび

中学校は完成した一つの教育機関であるということもいえるが、矢張り上級学校進学の可能性を最も多くもった者の学ぶ学校であり、その為に各地で定員増や新設が要望されているのである⁽¹⁾。そのような中で実務に従事する青年を対象とする青年学校や、まして上級学校に相当する（師範学校の二部と同等）青年学校教員養成所を中学校の更生案とすることは、本質的に全く異質な学校とのすりかえであり、返答する県当局にとってもいささか詭弁的な答弁をくり返しているように思われる。そして結局は、多くの反対意見（主として民政党関係）が出たにもかかわらず、十二月十三日の本会で、大野中学問題は慎重に審議する必要ありということで議長指名の九名（政友会四名、民政党四名、無所属一名）の委員会には付記された⁽²⁾。

昭和十年（一九三五）十二月二十一日開会された県会に、特別に付託された案件について委員長（佐藤敦議員、大分郡選出政友会）より次のように報告された。⁽³⁾「委員会ハ十六、十九、二十一日ノ三日間ニ亘リマシテ、其内容ニ付キ精細ナ質疑応答致シマシタ、大体ニ於テ原案トシテ提出サレタ諸案件ニ対シテ、異議ナキコトヲ認ムルコトニ決定シマシタ併シ第二項ト六項、即チ中学校費、青年学校教員養成所費、此ノ件ニ対シテ少数意見トシテ斯様ナ陳述ガアリマシタ。

大野中学校ヲ存続シ、青年学校教員養成所ハ三重農学校ニ付設シ、付属青年学校設置ハ之ヲ見合スコト。

斯ウ云フ少数ノ熱烈ナル意見ノ御主張ガアリマシタガ、遺憾ナガラ少数ノ意見デアリマス、大多數ハ原案ヲ至当ナリトシテ之ヲ認ムルニ致ッタノデアリマス、唯付帯決議ト致シマシテ

「県立大野中学校ノ改組ニ付テハ、設立当初ノ事情及現在地方民ノ意嚮ニ徴シ、同情スベキ点アリト認ム、仍テ是ガ民心ノ

融和ニ付テハ万全ノ考慮ヲ払フト共ニ、改組後ノ設備及内容ノ完璧ヲ期シ、真ニ全国ノ模範校タラシメ、後日ニ於テ此英断カ地方ニ裔ス福祉ニ対シ、却テ感謝ニ至ラシメンコトヲ期シ、且ツ努力セラレンコトヲ望ム」

委員の一人であつた地元秦種親議員は、「私ハ大野中学程勉強スルノニ良イ位置ハナイト思フ。慥カ本年文部省ノ督学官ガ来ラレテ御話ヲナサツタ際ニ此学校程勉強スルノニ環境ノ良イ所ハナイ、諸君ハ十分勉強セヨト生徒ニ話サレタノデアル。」という例を出しながら、「若シ此学校ニ生徒モ何モナク行詰ツテ廃校スルト云フノデアレバ、町民モ何モ言ヒマセヌ、黙ツテ諦メマスガ、行詰ラナイ学校、将来有望デアル学校ヲ無理ニ地元町民ノ諒解モ得ズニ廃校シヤウトスルヤウナ、ソナ無理ナ政治ノ仕方ガアリマスガ、廃校デナイ改組デアルト言ハレマスガ、私ハ改組トハ決シテ思ヒマセヌ、学校ノ組織ヲ変ヘルノナラバ改組デアリマセウケレドモ、中学校ト云フモノハ全然持つテ行カレルノデアル、其持つテ行ツタ跡ニ青年学校教員養成所ヲ持つテ来ルノデアツテ、改組デハアリマセヌ、改組ト云フノハ地元町民ニ聞エノ良イ言葉デ、体好ク騙シタ言葉ヂヤナイカト思フ。」と激しく抵抗した。⁴⁾

日田郡選出の安元藤市議員（民政党）も、「今日折角芽生ヘテ、今カラ成長シヨウト云フ大野中学校ヲ廃校セントスルノハ何タルコトデアルカ、大野郡ハ県下第一ノ人口ヲ有スル郡デアアル、此ノ郡ニ一ツ位ノ中学校ガアルノハ当然デアアル、委員会ノ模様ナドカラ見マス、或ハ本案ハ原案通り通過スルカモ知レヌケレドモ、ドウモ我国ハオ上ノヤルコトハ御無理御尤デ通ス弊ガアル、選挙ヲスルト必ズ政府党ガ勝ツ、人民ノ意志ハ鞏固ノヤウデアアルガ、イザ戦カッテ見ルト政府軍ガ勝ツ、殆ド決ツテ居ル、斯ウ云フコトデ秦君ノ言フコトガ道理ダ、無理モナイト思ヒナガラ、知ラズ識ラズ原案ニ賛成スル傾向ガナイデモナイ、是ハ甚ダ遺憾デアアル、故ニ本県会ニ於テハ吾々が反対シテモ通過スルデアリマシヨウ、併シ私ハ断言スル、假令青年学校ニナツテ居ヨウトドウデアラウト、今後十年ヲ出ズシテ中学校ニ逆戻リヲスルデアラウ、サウシナケレバ国民教育ノ「レベル」ハ上ラナイ、本日ハ假令私共ハ破レテモ、其日ノ一日モ早く来ランコトヲ希望スルノデアリマス」と秦委員の少数意見に賛成の意を表わした。そしてこの時期でもなお政争の影響が残っていることを裏づける発言をした。⁵⁾しかしこの少数意見に対する

賛成は七名、そして委員長報告に賛成する議員二十三名で、大野中学校廃校が決定したのである。⁽⁶⁾

大正十一年（一九二二）四月、大分県実業補習学校教員養成所が三重農業学校に併設され、昭和十年（一九三五）四月大分県立青年学校教員養成所と改称、翌十一年四月独立して大野中学校校地に移転された。修業年限二年で昭和十八年（一九四三）四月には女子部も置かれ、翌十九年四月には官立に移管され、大分青年師範学校と改称、師範学校と同様に年限も三年になり専門学校程度に引上げられ、昭和二十二年（一九四七）四月に中津市に移転するまで大野中学校の校地で卒業生を送り出した。一方昭和十一年（一九三六）四月一日に開校した大分県立実業青年学校は、「地方ノ実情ヲ基調トシ有畜農業経営ト自給自足ヲ目標トスル農業経営法ヲ本位トスル指導ニ依リ農村振興ノ為メ邁進セントスル中堅人物ノ育成ニ努ム」という経営方針を掲げて発足したにもかかわらず、僅か二年で昭和十三年（一九三八）三月十六日に廃校になっている。あれ程地元をうるおすはずであった学校が極めてかんとんにつぶされたのもやはり魅力ある学校ではなかったからであろう。そして三転して昭和十四年（一九三九）四月一日には、満蒙開拓のため指導者養成を目的に「大野拓植農林学校」が誕生した。ますます時代の影響は強くこの農村地帯を揺り動かして行くのである。さらに敗戦後の学制改革は、結果的には前記安元議員の予言した如く昭和二十三年（一九四八）四月一日に普通科・農業科から成る「大分県立大野高等学校」が設立された。それは中学校が廃校になり最後の卒業生を送りだした十五年三月から八年後であった。

(註) (1) 昭和二年から十五年までの全国中学校数及び生徒数の推移を見ると農村不況の深刻な昭和五年、八年の落込みを除いては、順調に伸びている。（文部省編「学制百年史」下巻四八八頁）なお八八号の拙稿（五一頁）の註に引用した「学制百年史」下巻二七〇頁（四四一頁）の統計で昭和三年の中学校数となっているが、これは設置者別の中学校教員数の誤りで二六七一校でなく二六七一人であることをつつしんで訂正いたします。この年の設置者別の中学校数は、国立二・公立四三〇・私立一一二合計五四四校で左表の数の内訳になり、圧倒的に公立の多いことを示している。また同年の在学者数は国立九五二・公立一七七五七九・私立六五二七八・合計三四三七〇九人である。

年度	中学校数	生徒数
昭和2	531	331,651
3	544	343,709
4	555	348,584
5	557	345,691
6	558	336,186
7	558	329,459
8	554	327,261
9	555	330,992
10	557	340,657
11	559	352,320
12	563	364,486
13	566	380,498
14	573	398,404
15	600	432,288

(2) 「昭和十年大分県臨時通常県会速記録」四六二頁～四二三頁、なおこの特別委員会において、中津高女の学級増・別府高女の学級増及び移転・鶴崎工業の甲種昇格もとりあげられた。

(3) 同右 六六六頁～六六七頁

(4) 同右 六七〇頁～六七二頁

(5) 同右 六七四頁～六七五頁

(6) 同右 六七九頁

(7) 大分県立大野高等学校 創立三十周年記念号「起伏」二頁～三頁。

「昭和十三年三月 大分県社会教育」二七頁～二九頁。

「大分県教育百年史」第二巻、一八八頁・二四七頁・三〇七頁～三〇八頁。

(大分県立別府鶴見丘高等学校教諭